

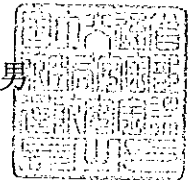


国空航第683号
平成24年2月24日

財団法人日本航空協会
会長 野村 吉三郎 殿

国土交通省航空局
安全部運航安全課長

高木 育男



東京電力福島第一原子力発電所周辺の
飛行禁止区域の縮小について

航空法第80条及び航空法施行規則第173条ただし書きの規定に基づき、平成23年5月30日付け国空航第271号により定めた飛行禁止区域を下記のとおり改めるので、貴会員関係各社等に対し周知徹底されたい。

記

1. 区域

東京電力福島第一原子力発電所（北緯37度25分18秒東経141度01分56秒）を中心とする半径3キロメートルの円内の区域

2. 期間

平成24年2月25日午前0時0分から当分の間